

ともに生きる社会

かながわ憲章

一 私たちは、あたたかい心をもつて、
すべての人のいのちを大切にします

一 私たちは、誰もがその人らしく
暮らすことのできる地域社会を実現します

一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げる
あらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します

一 私たちは、この憲章の実現に向けて、
県民総ぐるみで取り組みます

平成28年10月14日 神奈川県

翔子

翔子
金澤



題字「ともに生きる」

書家 金澤翔子

(ともに生きる社会かながわ応援大使)

本県の取り組みや金澤翔子さんの席上揮毫の動画などは、

こちらから [ともに生きる社会かながわ](#) 検索



この憲章は神奈川県と神奈川県議会が共同して策定したものです。



神奈川県

KANAGAWA



神奈川県
KANAGAWA

平成28年7月26日、県立障害者支援施設である津久井やまゆり園において、19名の生命が奪われるという大変痛ましい事件が発生しました。このような事件が二度と繰り返されないよう、県と県議会は、「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定しました。一人でも多くの皆様に、この憲章の理念にご賛同いただき「ともに生きる社会かながわ憲章」の輪を広げるべく様々な取組を行っています。

ともに生きる社会 かながわ憲章とは？



津久井やまゆり園正面に設置している鎮魂のモニュメント

「ともに生きる社会
かながわ憲章」
ポータルサイトは
こちら



神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～

令和5年4月1日施行

「当事者目線の障がい福祉」とは、障がい者に関する全ての人が本人の気持ちになって考え、本人の望みと願いを大事にし、そして、障がい者が自分の気持ちや考えて、必要なサポートを受けながら暮らせる社会をつくることです。

皆さんに取り組んでいただきたいこと

全ての人は、
障がい者に対して、
障がいを理由とする
差別、虐待、
大切にしている考え方を
傷つけることを
してはいけません。

障がい者の
生活しづらいことや
困ったことがあるときに、
周りの人が工夫をして、
生活しやすくするように
しましょう。

障がい者が、
社会、経済、文化などの
いろいろな活動に
参加できるような機会を
つくりましょう。



当事者目線の
障害福祉推進条例に
ついてはこちら

ともに生きる
かながわ憲章

神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室